

## 消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(4月分～6月分)

平成30年6月30日現在

■平成30年4月1日～平成30年6月30日

【参考送付】：発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:9件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月3日	「消費者契約法の一部を改正する法律案」に対する意見	一般財団法人 日本消費者協会理事長 松岡 萬里野	<p>「消費者契約法の一部を改正する法律案」に対し、下記の意見を提出する。</p> <p>1. 今通常国会に上程されている「消費者契約法の一部を改正する法律案」の今国会での成立を強く求める。</p> <p>2. 消費者契約法第4条3項に3号4号を加えるに当たり「社会生活上の経験が乏しいことから」との要件の削除を要望する。</p> <p>3. 今後の課題については、附則・付帯決議に明示して次の改正につなげることを求める。今後の課題としては、以下の事項がある。</p> <p>(1)消費者契約法第9条1号の平均的損害の立証に関して、推定規定をおくことをはじめ、消費者側の立証責任・転換をはかること</p> <p>(2)高齢者・若年成人・障がい者などの合理的判断をすることができない事情を不当に利用して契約を締結させるいわゆる「つけ込み型勧誘」の場合、消費者に取消権を付与することが必要</p>
4月5日	「消費者契約法の一部を改正する法律案」にかかる会長声明	愛知県弁護士会 会長 木下芳宜	<p>「消費者契約法の一部を改正する法律案」(以下、「本改正案」という。)の審議にあたっては、下記のとおり、内閣府消費者委員会2017年8月8日付け答申書(消費者契約法の規律の在り方にについての答申(府消委第196号))。以下「消費者委員会答申」という。の趣旨及び成年年齢引下げについて懸念される若年者の消費者被害の拡大防止の観点を十分に踏まえた所要の修正と措置がなされるべきである。</p> <p>1. 合理的な判断をすることができない事情を利用した勧誘行為により締結された契約を維持すべき理由はないのであり、「つけ込み型」勧誘の類型を広く救済できる消費者の取消権を規定すべきである。</p> <p>2. 本改正案で盛り込まれた不安や恋愛感情等につけ込んだ勧誘についての取消権の規定において、内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会における議論やこれを受けた消費者委員会答申にはなかった「社会生活上の経験が乏しいこと」との要件は削除されるべきである。</p> <p>3. 消費者契約法第9条第1号の「平均的な損害の額」についての推定規定を導入するとともに、立証責任の在り方そのものについても今後、引き続き検討がなされるべきである。</p> <p>4. 消費者委員会答申が早急に検討すべき喫緊の課題として付言をした事項を始めとする消費者契約法の改正にかかる検討課題については、速やかに検討が進められるべきである。</p>
4月12日	「消費者契約法の一部を改正する法律案」に対する会長声明	熊本県弁護士会 会長 猿渡健司	<p>2018年3月2日、消費者契約法の一部を改正する法律案(以下、「本法律案」という。)について閣議決定がなされた。</p> <p>当会は、2018年2月14日に「消費者契約法専門調査会報告書に関する意見書」を公表したところであるが、本改正案の審議にあたっては、下記のとおり、内閣府消費者委員会の2017年8月8日付け答申書及び当会の意見の趣旨を十分に踏まえ、次のとおり修正が行われるべきである。</p> <p>1. 非作出型つけ込み型勧誘行為における取消権を導入すべきである。</p> <p>2. 困惑類型の追加について「社会生活上の経験が乏しいことから」の要件は削除するか、「判断力又は社会生活上の経験が乏しいこと」という修正がなされるべきである。</p> <p>さらに上記の文言に加えて、取消し得るのは「過大な」不安を抱いていることを知りながら勧誘行為をおこなった場合等に限られている。「過大な」等の取消しを限定する要件は削除し、ぜい弱な消費者が幅広く保護を受けられるようにすべきである。</p> <p>3. 「平均的な損害」について推定規定を設けるべきである。</p>
4月24日	「消費者契約法の一部を改正する法律案」についての意見	特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海 理事長 杉浦市郎	<p>2018年3月2日に閣議決定され国会に提出された「消費者契約法の一部を改正する法律案」につき、当法人は適格消費者団体の差止請求実務の観点も踏まえ、次のとおり意見を述べる。</p> <p>1. 本国会での成立を</p> <p>2. 「社会生活上の経験が乏しいこと」の要件削除</p> <p>3. 「つけ込み型勧誘」に対する取消権の導入</p> <p>4. 第9条第1号の規律の在り方の見直し</p> <p>5. 無効となる不当条項の類型のさらなる追加</p>

4月26日	「消費者契約法の一部を改正する法律案」に対する会長声明	兵庫県弁護士会 会長 藤掛伸之	<p>2018年3月2日「消費者契約法の一部を改正する法律案」(以下「本改正案」という。)が閣議決定され、国会に提出された。</p> <p>本改正案の審議においては、次のとおり、内閣府消費者委員会の2017年8月8日付け答申書及び当会の「消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」」に対する意見」(2015年9月29日)の趣旨を十分に踏まえた所要の修正がなされることを求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 合理的な判断をすることができない事情を利用した勧誘が行われた場合を広く救済できる消費者の取消権を導入すべきである。</li> <li>2 契約締結過程に関する規律における困惑類型として、消費者が抱いている不安につけ込んだ勧誘や勧誘者に対して恋愛感情を抱いていることにつけ込んだ勧誘を理由とする取消しの要件である「社会生活上の経験が乏しいこと」は削除されるべきである。</li> <li>3 消費者契約法9条1号の「平均的な損害の額」に関して、消費者の立証責任軽減のために、消費者が「事業の内容が類似する同種の事業者に生ずべき平均的な損害の額」を立証した場合にはその額が「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」と推定される旨の規定を導入すべきである。</li> </ol>
4月27日	「消費者契約法の一部を改正する法律案」に関する会長声明	札幌弁護士会 会長 八木宏樹	<p>1 2018年3月2日、「消費者契約法の一部を改正する法律案」(以下「本改正案」という。)が閣議決定され、国会に提出された。</p> <p>当会としても、現在開会中の第196回通常国会において早期に改正法が成立することを求める。</p> <p>2 しかしながら、本改正案は、消費者契約法(以下「法」という。)4条3項に関し、消費者が困惑して契約した場合の取消しについて、いずれも当該消費者の「社会生活上の経験が乏しいことから」という要件を定めているが、この要件は、本改正案から削除すべきである。</p> <p>3 また、本改正案は、いわゆる「つけ込み型」の不当勧誘について消費者の取消権を認める規定が盛り込まれていない。</p> <p>「つけ込み型」の不当勧誘に対する取消権を、今回の法改正において導入すべきである。</p> <p>4 法9条1号に関し、消費者が「事業の内容が類似する同種の事業者に生ずべき平均的な損害の額」を立証した場合には、その額を「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」と推定する旨の規定も盛り込まれていない。</p> <p>これも今回の法改正において導入すべきである。</p>
5月1日	「消費者契約法の一部を改正する法律案」に関する意見書	内閣総理大臣認定適格消費者 団体 特定非営利活動法人消費者支 援ネット北海道 理事長 町村泰貴	<p>2018年3月2日、「消費者契約法の一部を改正する法律案」(以下「本改正案」という。)が閣議決定され、国会に提出されたことを受けて、次のとおり意見を述べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本改正案は、この通常国会において早期に改正法が成立することを求める。</li> <li>2 しかしながら、消費者契約法第4条第3項に関し、消費者が困惑して契約した場合の取消しについて、いずれも当該消費者の「社会生活上の経験が乏しいことから」との要件を定めているが、この要件は削除すべきである。</li> <li>3 また、消費者契約法第4条第3項に関しては、事業者の不当な勧誘行為により消費者が困惑せられ、合理的な判断ができない状況に陥って契約した場合について、消費者の取消権を認める一般的な規定を設けるべきである。</li> <li>4 さらに、いわゆる「つけ込み型」勧誘への対策として、「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者の年齢又は障害による判断力の不足に乗じて、当該消費者の生活に不必要的商品・役務を目的とする契約や当該消費者に過大な不利益をもたらす契約の勧誘を行い、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる」等の規定を設けるべきである。</li> <li>5 消費者契約法第9条第1号に関し、消費者が「事業の内容が類似する同種の事業者に生ずべき平均的な損害の額」を立証した場合には、その額が「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」と推定される旨の規定を設けるべきである。</li> </ol>
6月8日	「消費者契約法の一部を改正する法律案」の成立にあたって	一般社団法人 全国消費者団 体連絡会	<p>全国消費者団体連絡会は、本法律案は消費者被害の防止・救済の道を広げる内容であるとして今通常国会での成立を強く求めてきた。法律の成立にあたり、衆議院・参議院消費者問題特別委員会委員の皆様、消費者庁・内閣府消費者委員会など関係各位のご尽力に深く感謝する。</p> <p>今後に向けては、附帯決議で特に時限を示されている事項について、確実な措置につながるよう、実効性を持って対応をすすめていただきますようお願いしたい。</p> <p>(平成28年)改正や今回の改正では、悪質性の強い一部の案件を対象として要件を具体的に規定する改正となっているが、包括的民事ルールという法律の性格からしても、幅広い消費者トラブル救済に資する規定が望まれる。</p> <p>今後は、1年後の施行に向けて今回の改正内容の周知を進めるとともに、上記のような点について次回改正に向けた準備に入っていただくことを要望する。</p> <p>私ども消費者団体も、消費者契約法の活用をはじめ、各地での活動を充実させ、消費者の権利が尊重される社会づくりに向けて一層努力していく。</p>
6月19日	商品預託取引の被害防止に関する意見書	埼玉弁護士会 会長 島田浩孝	商品預託商法の被害を効果的に防止するため、事前登録制、帳簿等の監査、主務省の破産申立権等の行政権限を導入すべきである。これを実現するため、金融商品取引法(以下「金商法」という。)を改正し、いわゆる「集団投資スキーム持分」(同法2条2項5号)における「金銭に類するもの」の適用対象として内閣府令が指定する物品に、特定商品預託取引法(以下、「商品預託法」という。)の政令指定商品(同法2条1項、政令1条)に当たる物品を追加指定することにより、金商法を適用させるべきである。

<消費者安全関係: 4件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月29日	条件付き早期承認制度に関する意見書	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	<p>医薬品の条件付き早期承認制度について、以下の事項を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>医薬品の条件付き早期承認制度は、直ちにその運用を停止すべきである。</li> <li>同様の制度を導入する場合には、薬機法の改正により、法律をもってその要件・効果等を定めるべきである。</li> <li>法律をもって導入する場合には、以下の内容を含むものとすること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)対象品目の適応疾患は、生命に重大な影響がある疾患(致死的な疾患)及び病気の進行が不可逆的で、日常生活に著しい影響を及ぼす疾患に限ること。</li> <li>(2)対象品目に予防薬を含めないこと。</li> <li>(3)承認条件は、検証的臨床試験の実施による有効性及び安全性の証明を必須とすること。</li> <li>(4)承認条件の確認期限は、要求する調査等の実施に必要な最低限の期間を品目ごとに定めること。</li> <li>(5)承認条件を満たさなかった場合の効果(承認取消)を制度上明確に定めること。</li> </ul> </li> </ol>
6月12日	HPVワクチンに関する共同宣言 2018(参考送付)	薬害オンブズパースン会議事務局	<p>政府、HPVワクチンメーカー、医療専門家、マスコミに次のように訴える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中立的な第三者による、HPVワクチンを受けたすべての人々の健康状態の長期追跡調査を実施すること</li> <li>HPVワクチンの副作用の効果的な治療法を開発する研究を促進すること</li> <li>被害者に対する治療を提供し、生活、教育、就労の支援を行うこと</li> <li>HPVワクチンの接種に関し、インフォームド・コンセントに関する基本的人権に基づき十分な情報を得て決定ができるよう、子供、青少年、および親に対し、HPVワクチン接種によって生じる可能性のあるすべての副作用を記載した患者用情報小冊子を提供すること</li> <li>リスクを全面開示しないままHPVワクチン接種を促進するような広告キャンペーンはすべて中止すること</li> <li>重篤な副作用の回避を保証するより安全なシステムが確立されるまでは、HPVワクチンを定期の予防接種として推奨することを中止すること</li> <li>HPVワクチンの被害者に対する差別や中傷をやめること</li> </ul>
6月12日	HPVワクチンに関するコクラン・レビューに対する批判的見解(参考送付)	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	2018年5月にコクランから公表された、HPVワクチンに関する有効性と危険性についてのシステムティックレビュー結果につき、本来あるべき姿のシステムティック・レビューからはほど遠いため、その旨意見を述べる。
6月12日	「名古屋市子宮頸がん予防接種調査」に関する鈴木貞夫についての見解(参考送付)	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	名古屋市立大学鈴木貞夫教授による論文の結論において、「ワクチンと報告されている症状あるいは副反応との間に因果関係はないことが示唆された」としている。しかし、この論文は依然として重大な問題を有しており、上記結論は誤りであると考える。

<集団的消費者被害救済制度: 1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月8日	独立行政法人国民生活センター「特定適格消費者団体に対する立担保援助規程」についての意見書について(参考)	日本弁護士連合会 会長 菊地裕太郎	<p>独立行政法人国民生活センターが2017(平成29)年9月27日に制定した「特定適格消費者団体に対する立担保援助規程」(以下「立担保援助規程」という。)は、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」による消費者被害の回復をより実効的なものにするため、特定適格消費者団体が、仮差押手続に係る立担保援助の利用について萎縮等することがないよう、事案に応じて柔軟に対応できるような内容とすべきである。</p> <p>具体的には、立担保援助規程の下記条項を、下記のとおり修正すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第7条第2項について           <ol style="list-style-type: none"> <li>第2号の「勝訴の可能性が高いこと」は「勝訴の見込みがないとはいえないこと」と修正する。</li> <li>第4号柱書の「ただし、次のイ及びロを総合的に勘案して、援助をする必要性が認められる場合」は、「ただし、次のイ若しくはロが認められる場合又はイ及びロを総合的に勘案して援助をする必要性が認められる場合」と修正する。</li> <li>第4号イの「勝訴の可能性が高いこと」は「勝訴の可能性が高いこと」と修正する。</li> </ol> </li> <li>第17条について           <ol style="list-style-type: none"> <li>第2項第1号の「再発を防止する必要性が高いこと」は「再発を防止する必要性が認めらえること」と修正する。</li> <li>第3項の「いずれも満たす場合」は「総合的に勘案し」と修正する。</li> </ol> </li> </ol>

〈公益通報者保護制度:1件〉

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
6月28日	「公益通報者保護専門調査会」への意見	中島秀隆	<p>調査会全体に関する以下の意見を提出いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>大企業経営者を対象とした公益通報者保護に関するTOPセミナー開催の議論をお願いいたします。</li> <li>本専門調査会に内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣の御視察実現をお考え下さい。</li> </ol>

〈その他:3件〉

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月6日	航空会社へのマイレージサービスアンケート調査、約款からの提言	一般財団法人 日本消費者協会 理事長 松岡 萬里野	<p>航空各社のマイレージサービスにつき、以下について強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>マイレージサービスの不正使用で被害を受けた消費者の被害救済をすべきである。</li> <li>国は航空業界に対して消費者保護施策を徹底すべきである。</li> <li>航空会社には消費者対応窓口の設置を求める。</li> <li>マイレージサービスを含むポイント制度の法規制が必要である。</li> </ol>
4月11日	放送法第4条の撤廃に反対します	主婦連合会 会長 有田芳子	<p>放送という重要な情報インフラによる公平で正確な報道は、民主主義を支える重要な機能であり、放送法4条撤廃論は、決して見過ごすことのできない由々しき問題である。</p> <p>NHKや民放の放送は重要な情報インフラとして、公共的な役割を果たすことが求められる。主婦連合会は消費者・生活者の知る権利を侵害する放送法4条撤廃に断固反対を表明する。</p>
4月18日	ギャンブル依存対策推進に関する意見書について(参考)	日本弁護士連合会 会長 菊地裕太郎	<p>ギャンブル依存対策の推進に当たっては、特に、次の事項について、留意すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>あらゆるギャンブル依存対策は、ギャンブル依存問題がギャンブル利用者の自己責任の問題ではないことを基本的立脚点として講じられるべきこと。</li> <li>あらゆるギャンブル依存対策は、消費者安全の視点から、ギャンブル利用者の安全を守るものとして十分な内容でなければならないこと。</li> <li>ギャンブルとの物理的・精神的近接性の排除を、ギャンブル依存対策の重要な柱の一つとすべきこと。</li> <li>厳格な入場制限が行われるべきこと。</li> <li>ギャンブル依存対策は、全てのギャンブルを包括して行われるべきこと。</li> <li>ギャンブル依存対策を促進する独立・強力な司令塔の役割を果たすべき機関を設置すべきこと。</li> <li>ギャンブル依存対策に必要な経費は、ギャンブル事業者から支出されるべきではなく、国又は自治体から直接支出されるべきこと。</li> <li>ギャンブル依存対策の立案、政策化過程に、ギャンブル依存者及びその家族らの関与の機会が保障されるべきこと。</li> </ol>